

障害者の雇用を考えている事業主の方々へ

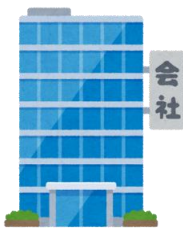
# 障害者委託訓練を活用しませんか！

## 特別支援学校早期訓練コース

県(公共職業能力開発校)が企業や団体に委託して、特別支援学校高等部に在籍する生徒(3年)に対して、就労に必要な知識・技能の習得、または実際の職場環境における実践的な職業体験を実施する公共職業訓練です。

障害のある方を雇用する前に、仕事が実際にできそうかどうか、対象者の様子や特性を知ること、ミスマッチの防止や、定着率の向上が期待できる制度です。事業主様には委託料をお支払いします。訓練中は雇用関係を結ばないため給与の支払いはありません。

### 訓練実施までの流れ



#### 【打合せ】

- ・事業主委託訓練について説明
- ・担当してもらう業務の洗い出し、確認
- ・作業環境の確認
- ・提案書類提出
- ・キーパーソンを決めます。

将来



#### 【訓練計画の作成】

- ・作業実習を中心に座学を含んだカリキュラムの作成
- ・訓練に耐えられるように時間や日程を設定
- ・1か月から3か月以内で、事業所の所定時間内の訓練  
例：1日 5時間 1週間4日 100時間標準  
※下限の時間を60時間とします。

#### 【特別支援学校在籍生徒の募集】

進路指導をとおして、訓練生徒を募集します。  
対象者：自力で通う事が可能で、自分で身の回りの事もできる、就労意欲のある障害のある方が対象。

#### 【訓練実施】

訓練中は本学院障害者職業訓練コーチや進路指導の教諭がサポートします。

#### 【申し込みがあったら】

- ・面接を実施
- ・訓練の内容やメリットの説明
- ・可否通知



#### 【訓練期間終了】

- ・課題の洗い出し
- ・雇用に向けての話し合い

- ・雇用を前提に職業訓練を希望する事業所は、ハローワークに求人申込をします。
- ・訓練の実施に当たっては、本学院の障害者職業訓練コーチが、企業の担当者様と訓練時間や日数、内容についてアドバイスします。
- ・事業所は、県と契約を結び訓練を実施します。  
(訓練実施エントリーから訓練の実施まで、概ね3週間程度要します。)
- ・訓練終了後、県は事業所から報告を受け、事業所に対し委託料を支払います。
- ・雇用できると判断された場合には、雇用条件等を決定し採用となります。

### お問い合わせ

#### 和歌山県立和歌山産業技術専門学院

障害者職業訓練担当

東

Tel:073-477-1253 Fax:073-477-1254

〒649-6261

和歌山県和歌山市小倉90

#### 和歌山県立田辺産業技術専門学院

障害者職業訓練コーチ

宮崎

Tel:0739-22-2259 Fax:0739-22-3123

〒646-0011

和歌山県田辺市新庄町1745-2